

大阪市告示第1773号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和8年1月5日（月）	午後1時から 午後3時まで
	令和8年1月13日（火）	
	令和8年1月19日（月）	
	令和8年1月26日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）